

板橋区就学援助制度についてのお知らせ

～令和8年度新入学児童・生徒の保護者の皆様へ～

板橋区教育委員会

※申請手続きは、入学後の4月に各学校を通じて行います。

板橋区では、お子さまの学校生活に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

手続きは、入学後に学校を通じて行います。全員の方を対象に、希望の有無を調査いたしますので、入学までお待ちください。

就学援助の対象者

板橋区在住で、国公立の小・中学校に通学している児童・生徒の保護者のうち下記のいずれかに該当する方

○令和8年4月～6月分の判定について

- ・令和6年分の所得額が、板橋区教育委員会が定める基準額以下の方。
- ・生活保護を受けている方

○令和8年7月～令和9年6月分の判定について

- ・令和7年分の所得額が、板橋区教育委員会が定める基準額以下の方。
- ・生活保護を受けている方

※基準額例は、裏面に令和7年度の基準額を参考に示していますのでご覧ください。

援助の内容

学校給食費、入学準備金、学用品費などが対象になります。詳細については、裏面をご覧ください。

就学援助の判定など

就学援助の判定は、世帯全員の所得額で行います。税の申告が必要になる方は、必ず申告を済ませてください。収入が無くても、税の申告が必要になる場合もあります。

【詳しくは課税課03（3579）2101にお尋ねください。】

判定結果については、学校を通じて、令和8年7月上旬にお知らせする予定です。

※小学校入学準備金の入学前支給を申請した方につきましては、令和8年2月初旬に令和8年6月までの判定結果のお知らせを郵送する予定です。令和8年7月からの就学援助を希望する場合は入学後のお手続きをお願いいたします。

◇所得基準額例

家族構成例		所得基準額（目安）
2人	親1人、子（就学前児童）	約263万円
3人	両親、子（就学前児童）	約334万円
4人	両親、子2人（就学前児童、3年生）	約389万円
5人	両親、子3人（就学前児童、5年生、9年生）	約459万円
6人	両親、子4人（就学前児童、就学前児童、5年生、7年生）	約487万円

所得は、年間収入金額とは異なりますので、ご注意願います。

世帯構成により金額が異なりますので、目安と考えてください。

※令和8年度の基準については未確定のため、令和7年度の基準を参考として掲載しています。

◇新入学児童生徒に関する就学援助の内容（支給額は、令和7年度当初の金額です。）

費目	小学校	中学校	備考
※学校行事費	830円	3,140円	年額
学用品費	14,760円	29,520円	年額
オンライン学習通信費	12,000円	12,000円	年額
入学準備金	54,060円（注1）	63,000円（注2）	
学校給食費	実費額	実費額	月額給食費が上限
通学費	実費額	実費額	（注3）
※宿泊施設費 ※移動教室費		実費額 （限度額以内）	
体育実技用具費		実費額 （限度額以内）	授業で使用する 柔道着

（注1）小学校の入学準備金は、小学校入学前に入学準備金の支給を受けていない方・他区市町村で受給していない方が対象となります（小学校入学準備金の入学前支給の認定を受けていて、該当する方には、令和8年2月下旬から3月上旬に支給を予定しています）。

（注2）中学校の入学準備金は、小学校6年生時に入学準備金の支給を受けていない方・他区市町村で受給していない方が対象となります（小学校6年の3月に就学援助の認定を受けていて、該当する方には、令和8年2月下旬から3月上旬に支給を予定しています）。

（注3）通学費の対象者は、特別支援学級在籍者、日本語学級等の通級者に限られます。

（注4）生活保護を受けている方には、生活保護で対象にならない経費（※印の経費）を援助します。

問い合わせ

板橋区教育委員会事務局 学務課学事係

東京都板橋区板橋二丁目66番1号（板橋区役所6階14番窓口）

☎：03-3579-2611、FAX：03-3579-4214